

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
自動車リサイクルワーキンググループ

中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会
第33回合同会議説明資料

平成26年10月2日

(一社)全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会の概要

- ◆ 名称 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
- ◆ 設立 昭和42年1月30日設立
- ◆ 所在地 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階

- ◆ 会員数
 - 正会員 銘柄別販売店会12団体 都府県地区軽自動車協会53団体
 - 特別会員 軽自動車及び二輪車の製造業者10社

- ◆ 目的
 - 本会は、四輪車、二輪車等の軽自動車について、盗難、詐欺等による不正な届出、検査申請等を防止し、適正な届出、検査申請等の遵守及び流通改善を図るとともに、軽自動車に係る安全確保及び環境保全並びに利用環境の改善により普及を図り、もって国民生活の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の周知について

(一社)全国軽自動車協会連合会

- (1) 各都道府県軽自動車協会の専務理事会議で報告書について説明するとともに、会員ディーラーへの周知を要請
- (2) 引取業者である自動車ディーラーには所有者への適切な情報提供及び書面による所有者の意思確認が期待されている点について、各都道府県軽自動車協会に文書で通知し、軽自動車協会会員ディーラーへの周知を実施

ユーザーへの情報提供、引渡時のリサイクル料金の扱い等について

★ ダイハツ東京販売(株)の事例をご紹介

(1) 自動車販売時の、購入者に対するリサイクル制度の説明状況について

① 店頭

- ・ 展示車両のプライスボードに記載のリサイクル関連の説明文を利用して説明
- ・ リサイクル預託金の説明(エアバック類、フロン類の回収作業等の費用について)

② 契約時

- ・ 「リサイクル預託金相当額通知書」(書面)(別紙)を発行し、リサイクル制度の趣旨及び金額を説明

(2) 使用済自動車判別ガイドラインの活用状況について

① 使用済自動車判別ガイドラインの周知状況

- ・ 軽自動車協会より通知を受け、社員に周知

② 購入者の自動車を中古車として買い取るか、使用済自動車として引取るか、ということについての購入者への説明状況

ガイドラインに基づいて、次のような事項を説明

- ・ 査定基準価格(査定協会が定める標準的な価格)又は相場価格
- ・ 損傷がある場合の修理費

- ・ 希少車や骨董的価値
- ・ リサイクル預託金相当額が支払われること(中古車としての買い取りの場合)
- ・ 自動車重量税の還付(使用済自動車としての引取りの場合)

(3) 中古車としての買い取り及び使用済自動車としての引取り実績(過去1年間の実績)について

・ 買い取り(車両の買い取りのみの場合)	}	89.2 %
・ 下取り(新車等購入のため、所有車両の下取りの場合)		
・ 使用済(車両の解体のみの場合)		10.8 %

(4) 購入者からの引取り時及び解体業者への引渡し時における料金等について

① 購入者からの引取り時

〔中古車として買い取る場合〕

- ・ 「カーチェックシート」を用いて査定を行い、その車両の市場価値、修理費用、再販売価を想定し、有償か無償かを決定する。
- ・ 有償と判断した車両の金額は、1台当たり170,254円(過去1年間の平均価格)である。
- ・ リサイクル料金は車両価格とは別に支払っている。

〔使用済自動車として引取る場合〕

- ・全て無償で引取りしている。
- ・リサイクルセンターの『使用済自動車引取証明書』を当該車両の引渡者に渡している。
- ・車検残がある場合には、永久抹消登録の手続きの他に、自賠責保険及び自動車重量税の還付手続きを行っている。

② 解体業者への引渡し時における有償か無償かの判断

- ・現在、鉄・スクラップ等に価値があるため、引渡しは全数有償となっている。(数社の解体業者と契約)
- ・1台当たりの車両価格は、16,910円(過去1年間の平均価格)である。

(5) 買い取り車と下取車について、オークションに出品する車とオークション以外(自社販売等)の車の割合について

- ・オークションに出品する車の割合については、ここ2~3年、特に変わっていない。
(10%前後)

